

重大な事故のリスクマネジメント

【表1】重大な事故等への対応において期待される取り組み

No.	期待される取り組み
①	事業者全体として対応しなければならないような重大な事故等(自然災害、テロ等も含む)が発生した場合に備え、適切かつ柔軟な措置を講じることができるように、「責任者を定める」。
②	事故等の応急措置及び復旧措置の実施、事故等の原因、被害等に関する調査及び分析等に係る責任・権限等、必要な事項を明らかにした「対応手順を定め、周知する」。※ただし、いたずらに複雑かつ緻密な手順とならないようにする。
③	重大な事故等の発生時には、事故等発生時の速報を関係する要員に伝達するとともに、適宜、事故等の内容、事故等の原因、再発防止策等を伝達し、「全組織で迅速かつ的確な対応を図る」。
④	対応手順を実効的なものとするため、必要に応じて、事業者の事業規模、事業内容に応じた想定シナリオを作成し、「定期的に全社的な重大事故等対応訓練(情報伝達訓練や机上シミュレーションを含む)を行う」。
⑤	重大事故等対応訓練や過去対応した事故対応経験における反省点、課題等を取りまとめ、対応手順、事故対応のための組織・人員体制、事故対応設備・資器材等の「見直し・改善を図る」。

出典:国土交通省「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～」(平成29年7月)より東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

運輸安全マネジメント制度の主軸である、「安全管理規程に係るガイドライン」14項目についてシリーズで紹介しています。今回は「重大な事故等への対応」をテーマに、I.ガイドラインに示されている取り組み、II.取り組み事例、III.運行管理者としての関わり方について、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社の進藤恵介主任研究員に解説してもらいます。

安全管理規程に係るガイドラインの14項目(①～⑭)ほか

序 論	・運輸安全マネジメント制度の概要 ・運輸安全マネジメント制度による成果 等
①経営トップの責務	・関係法令等の遵守と安全最優先の原則の内部徹底 ・輸送の安全に必要な人員や設備等の確保 等
②安全方針	・安全方針の策定 ・安全方針の周知 等
③安全重点施策	・輸送の安全確保に関する目標 ・目標を達成するために必要な取組計画 等
④安全統括管理者の責務	・安全管理体制の構築及び取り組みの立案 ・実施・安全重点施策の進捗管理 等
⑤要員の責任・権限	・責任・権限に関する明確化の事例 等
⑥情報伝達及びコミュニケーションの確保	・縦断的、横断的な情報の共有 ・外部に対する情報の公表 等
⑦事故、ヒヤリハット情報等の収集・活用	・事故、ヒヤリハットの収集 ・収集した事故、ヒヤリハットの活用 等

⑧重大な事故等への対応	・重大事故等への対応手順 ・対応訓練の実施 等
⑨関係法令等の遵守の確保	・関連する法令 ・法令遵守状況の確認 等
⑩安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等	・管理者、従業員への教育 ・教育の有効性、効果把握 等
⑪内部監査	・監査計画の策定 ・内部監査要員の教育、訓練 等
⑫マネジメントレビューと継続的改善	・マネジメントレビュー実施体制、方法の確立 ・継続的な改善事例 等
⑬文書の作成及び管理	・文書管理のポイント、手順 ・関係法令等により義務付けられている文書 等
⑭記録の作成及び維持	・記録作成のポイント ・関係法令等により義務付けられている記録 等
まとめ	・安全文化の構築 ・運輸安全マネジメントの定着に向けて 等

出典:国土交通省「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～」(平成29年7月)より東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

I. 重大事故への対応、備えあれば憂いなし

「重大な事故等への対応」についてガイドラインでは、重大事故に備えて、あらかじめ責任者や対応手順を定めておくことや、発生してしまった場合に迅速かつ的確に対応すること、重大事故が発生しなかったとしても対応訓練を行い、対応手順や体制を継続的に見直すことが期待されています。

重大事故に備えて、予め準備しておくことはとても重要です。ほとんど準備されていなかった場合、最初は重大事故の発生に困惑し何も対応が取れず、その間に

さみだれ式にやるべき課題が増大するとともに情報が錯綜します。結果的に、誤った対応や判断の遅れにつながるのです【表1】。一方、事前に準備していた場合は、はじめから想定された対応をとることができ、圧倒的に負荷が軽減され、想定外の事象にもリソースを割くことができます。

「備えあれば憂いなし」という言葉のとおり、重大事故への対応は事前に準備しておきましょう。

II. 重大事故への備えは想像力を働かせて

重大事故への備えをしている2つの事例を紹介します【表2】。

1つ目は「重大事故等の対応訓練」です。取組事例で紹介しているのは、バスジャック発生時の対応でしたが、高速道路での多重追突事故など死傷者が多数発生するような重大事故を想定した訓練もよいでしょう。

2つ目は、「防災マップやハンドブックの作成」です。災害が起こった時に手早く手順の確認ができれば、スムーズに初動対応をとることができるでしょう。

重大事故への備えでは、「過去の事例などからどのような事故が起こりそうか?」「実際に重大事故が起こった場合にどんな状況になるのか?」を想像することがポイントになります。

【表2】重大な事故等への備えに関する取組事例

取組	取組の詳細
対応訓練	過去にバスジャック未遂事故が発生したことを契機に、乗務員の初動対応に主眼を置き、社内緊急連絡体制の確認、警察との連携方法の習熟を主な目的に、乗務員の対応、営業所における対応、バスジャック対策本部における対応、被害車両の誘導・停止等を訓練している。さらに、訓練に不参加だった乗務員・管理者向けに、対応訓練の内容を基にした教習用DVDを製作し、周知徹底を図っている。 運輸安全取組事例 No.139 京成バス株式会社 バスジャック・テロ対策 (http://www.mlit.go.jp/common/001207244.pdf)
防災マップ・大規模災害対応ハンドブックの作成	地震などの大規模災害に備え、浸水想定エリアの情報や避難場所のマップを作成し、事務所や休憩室等に掲示するとともに、路線ごとの運転基準図に乗客の避難場所・バスの停車場を記入している。また、災害時におけるバスの運行、乗客への指示、会社への連絡等の対応を落着いて適切に実施できるよう対応手順を明記し、大規模災害対応ハンドブックを乗務員に配布している。 運輸安全取組事例 No.123 宮崎交通株式会社 大規模災害対策 (http://www.mlit.go.jp/common/001173759.pdf)

出典:国土交通省「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」の取組事例集(平成29年度第1版)および国土交通省Webページ(http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/unyuanzen_torikumi.html)より東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

III. 対応手順を十分に理解

運行管理者の対応としては、ドライバーへ初動対応の指示、荷主企業・納品先への連絡、事故状況の把握などが考えられ、重大事故の場合は、責任者(社長など)への現場状況の共有、行政への事故報告や速報が必要です。事態を早く収束させるには、時間の経過とともに変わる状況を正しく把握しながら、整合性

のとれた対応を図る必要があります。責任者に情報が集まり、適切な判断に基づく指示を出すためにも、運行管理者から報告されてくる現場の情報が貴重なものとなります。万が一、重大事故が発生してしまった場合にタイムリーな報告ができるように、対応手順を十分に理解しておくようにしましょう。